

鱒ヶ沢町風力発電施設建設等に関するガイドライン

平成 29 年 10 月 20 日制定

1 目的

このガイドラインは、鱒ヶ沢町において風力発電施設の建設、稼働及び維持管理等にあたり、鱒ヶ沢町民の安全・安心を確保し、また環境や景観の保全、形成を図るため、事業者が自主的に遵守する事項や調整手順を示すことを目的とする。

2 対象となる施設等

(1) 対象施設

このガイドラインの対象とする風力発電施設とは、風車本体及び送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設」という。）とし、新設、増設又は大規模な改修（以下「建設」という。）を行うもの、あるいは行ったものを対象とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は、鱒ヶ沢町全域とする。

3 対象施設規模による建設基準等

(1) 発電規模が 1 基あたり 1 kW 未満の風力発電施設については、周囲の環境等に十分配慮した建設及び適切な維持管理等に努めるものとする。

(2) 発電規模が 1 基あたり 1 kW 以上の風力発電施設については、本ガイドライン 4 以下の規定による。

4 建設にあたっての基準

(1) 住宅等からの距離

風力発電施設の建設を行う場合、風車本体は住宅等から規定の距離以上離れていること。

なお、規定の距離の範囲内であっても、すべての関係者の同意、承諾を得ている場合はこの限りではない。

※住宅等には、学校、幼稚園、保育園、病院などの文教施設、保健福祉施設、店舗、事業所等を含む。

※上記の「規定の距離」は、次のとおりとする。

ア 出力が 20 kW 未満の風力発電施設については、300 m
(高さ 13 m 未満の風力発電施設は 250 m)

イ 出力が 20 kW 以上の風力発電施設については、500 m

(2) 騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とすること。

(3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

(4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 自然環境

風力発電施設の建設によって、動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 景観

①事業者は、風力発電施設の建設にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めること。

②風力発電施設の建設にあたって、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られていること。

③事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観もしくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずること。

④事業者が風力発電施設及びその周辺に広告物を提示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示すること。

(7) 光害

事業者は、風力発電施設及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(8) 文化財

事業者は、風力発電施設の建設にあたって、その影響から文化財を保護するよう努めること。

5 新たに建設を実施する場合の調整手順

(1) 事業説明

事業者は、風力発電施設の設置地域及び規模の概要を計画した段階で鱈ヶ沢町に事業説明し、その後、関係住民（地権者等）、必要に応じ公的機関や関連団体等に事業説明すること。

(2) 事業説明の結果報告

事業者は、事業説明等の実施結果について、随時鱈ヶ沢町へ報告すること。

(3) 鱈ヶ沢町へ提出する資料

①風力発電施設の設置位置及び距離を示した公図等

公図等に風車本体の設置位置を点で示し、公図等の縮尺に合わせて半径300m

あるいは500mの円を図示し、住宅等との離隔が一見して確認できるようにすること。また、付帯設備の設置位置についても併せて示すこと。

②国の設備認定通知（写）及び電力との接続が確認できる資料（写）

③風力発電施設設置に係る土地関係者からの建設の同意書又は承諾書（写）

※土地関係者とは、風車本体の中心点から基準距離（風車ロータの半径に10mを加えた距離）を半径とした円内に位置する土地の所有者及び利用者とする。

④事業の推進体制図、不測の事態が生じた場合の緊急連絡体系図等

⑤各種確約書

- ・建設及び稼働中における各種基準等の遵守に関する事項
- ・風力発電施設の維持管理に関する事項

6 本ガイドライン施行前に建設を実施または計画していた場合の建設の調整手順

(1) 建設の調整手順については、本ガイドライン5(3)①～②、④～⑤による。

7 風力発電施設の設置後の維持管理等

(1) 事業者は、風力発電施設の建設中及び建設後においても環境及び景観等の保全に関し、「4 建設にあたっての基準(2)～(8)」の遵守に努めなければならない。

なお、本ガイドライン施行前に建設を実施または計画していた場合においても同様とする。

(2) 事業者は設置した風力発電施設については、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合には、速やかに鯉ヶ沢町に報告すること。

(3) 事業者は、設置場所での事業が終了した場合には、責任を持って風力発電施設を撤去すること。

(4) 事業者が変更になった場合でも、一切の責任を新たな事業者が継承するものであること。

8 その他

(1) 本ガイドラインに定めるもののほか、「NEDOのマニュアル」に基づき事業を進めること。

(2) 風力発電施設の建設の実施中、または稼働中において、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を鯉ヶ沢町へ報告すること。

(3) 本ガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要を公表するとともに、今後、鯉ヶ沢町での再生可能エネルギー事業のすべての取扱いの中止を求める場合もあること。